児童扶養手当・特別児童扶養手当８月現況届提出について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年８月にそれぞれ次の届出が必要です。
○児童扶養手当を受給している方
児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を提出する必要があります。
現況届は、毎年８月１日における状況を記載し、引き続き児童扶養手当の受給資格があるか確認するための届出です。
○特別児童扶養手当を受給している方
特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を提出する必要があります。
所得状況届は、毎年８月１日における状況を記載し、引き続き特別児童扶養手当の受給資格があるかどうか確認するための届出です。
この届出をしないと当該年度の８月からの手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。
受給者には、郵送で通知いたしますので、通知後、持参するものなどをご確認のうえ窓口までお越しください。

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは
父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。
手当の支払方法
手当は、８月11日（４～７月分）、12月11日（８～11月分）、４月11日（12～３月分）の３期に支給されます。
※11日が土・日・祝日の場合は、前の平日に支給
手当額と所得制限【※平成27年４月から】
全額支給　月額42,000円、一部支給　月額41,990～9,910円
第２子加算　5,000円　第３子以降加算　3,000円
【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	本人（請求者）		配偶者・扶養義務者 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得税制限限度額	
０人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
１人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
２人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
３人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
加　算	老人控除対象配偶者・老人扶養親族　１人につき10万円 特定扶養親族・16歳～19歳までの扶養親族　１人につき15万円		老人扶養親族　１人につき６万円 （老人扶養親族のほかに扶養親族等がない場合は１人を除く）

※扶養親族等が３人を超える場合は、１人につき38万円を限度額に加算

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当とは
精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。日本国内に住所があり、精神又は身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父又は母、もしくは父母にかわって児童を養育している人で、県が認定した人に手当が支給されます。
ただし、児童が児童福祉施設などに入所しているときや、障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるときは支給されません。
手当の支払方法
手当は、８月（４～７月分）、11月（８～11月分）、４月（12～３月分）の３期に支給されます。
手当額と所得制限【※平成27年４月から】
・重度障害児の場合（１級）　１人につき　月額51,100円
・中度障害児の場合（２級）　１人につき　月額34,030円
【所得制限限度額表】

扶養親族の数	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
０人	4,596,000円	6,287,000円
１人	4,976,000円	6,536,000円
２人	5,356,000円	6,749,000円
３人	5,736,000円	6,962,000円
４人	6,116,000円	7,175,000円
５人	6,496,000円	7,388,000円
加　算	老人控除対象配偶者・老人親族　１人につき10万円 特定扶養親族・16歳～19歳までの扶養親族 １人につき25万円	老人扶養親族　１人につき６万円 （老人扶養親族のほかに扶養親族等がない場合は１人を除く）

このページに関するお問合せ先　住民福祉課　☎37－2111（内線25）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療被保険者証」について

平成27年８月１日から有効の新しい被保険者証は、７月下旬に郵送、または窓口で交付しておりましたが、まだお手元に届いていない方がいらっしゃいましたら、税務保険課までお問合せください。

また、以前お使いの被保険者証は、税務保険課後期高齢者医療担当窓口に返還していただくか、裁断のうえ確実に破棄してください。（郵送による返還もできます。）

■有効期限が平成29年７月31日と記載されている方でも、保険料の滞納等による納付相談が必要となる方、所得の更正及び世帯構成の変更等がある方につきましては、今後、有効期限や負担割合が変更となる場合があります。

■負担割合は前年の収入や所得状況を基に決定しておりますので、以前お使いの被保険者証から負担割合が変更となっている場合があります。

■他の市町村へ転出される場合は、現在お持ちの被保険者証をすみやかに税務保険課へ返還してください。（新しい被保険者証は転出先の市町村から交付されます。）

その他ご不明な点は、税務保険課後期高齢者医療保険担当または青森県後期高齢者医療広域連合までお問合せください。

問　〒039－4692　青森県下北郡大間町大字大間字大間104
税務保険課　後期高齢者医療保険担当　☎37－2111（内線42）
青森県後期高齢者医療広域連合　☎017－721－3821

個人事業税（県税）についてのお知らせ

○個人事業税の概要

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、第二種事業（畜産業、水産業など）及び第三種事業（医業、歯科医業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業……５％
第二種事業……４％
第三種事業……５％（ただし、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は３％）

○納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、８月と11月の２回に分けて納めていただきます。（税額が１万円以下の場合には８月に全額）。

納期限は、第一期分が８月31日（月）、第二期分が11月30日（月）となります。

納付につきましては、金融機関や県税部の窓口のほか、コンビニエンスストアなどをご利用できます。

また、口座振替もご利用いただけますので、各取扱金融機関にてお申し込みください。

問　下北地域県民局県税部　課税課　☎22－8581（内線207）

大間消防署からのお知らせ

下北管内で火災が多発しています！

下北管内では例年に比べ火災が多発しています。

その内訳を見ると不注意により火災に至ったケースや屋外での誤った火の取扱により火災になるケースが見受けられます。

最近ではガスバーナー等を使用した除草や害虫駆除を行った際、外壁等に火が燃え移り火災が発生する事例が連続して発生しています。

外壁の内側に火が入ると時間が経ってから火災に気づくことが多く大変危険です。

このような火災を発生させないためにもガスバーナー等の使用には十分注意してください。

また、取扱説明書をよく読んでから使用し、作業をする際は水バケツや消火器を準備してから実施しましょう。

災害案内ダイヤルについて

災害案内ダイヤルは、下北管内全域で発生した火災・救助事案に消防車輌が出場した場合に場所や内容を音声によりお知らせするテレホンサービスです。

近くでサイレンが聞こえた場合や現在の下北管内の災害発生状況を確認したい場合は、是非ご利用ください。また火災等の災害発生時、緊急通報番号の119番への問い合わせは業務に支障を来たしますので、災害案内ダイヤルにてご確認するようよろしくお願いします。

また、携帯電話等に番号を登録しておくと大変便利です。【災害案内ダイヤル】　☎22－0119

問　大間消防署　予防係　☎37－3107